時事新報

第三千百十六號
明治廿四年八月廿五日　火曜日
舊曆辛卯七月廿一日(癸、未)
日出午前五時八分　日入午後六時十八分
月出午後九時四十九分　月入午前十時五十分
滿潮午前九時三十分　午後九時二十四分
(西曆一千八百九十一年)

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には毎號詳細なる商況物價…

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊
〇郵便切手代用の節は一割増〇…

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字北四字詰	一日限	六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみと尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け寄送あらんとを請ふ

時事新報

官權新聞記者

政府の筋にて機關新聞發行の企てあり府下に發兌する二三の新聞紙を保護して其用に充つ可しとの噂は愈々事實なるが如しといふ曾て前日の紙上にも述べたる如く其企は我輩の賛成する所にして要は唯これが記者たるの人物如何に在るのみとなれども今日の事情に於ては容易に其人物を得るのみと頗る困難なる可しと想像せざるを得ず蓋し今の政府に主義政略の確乎たるものありて内閣たるものは一致協同その方向を共にし政府の局に當る其間は申すまでもなく假令へ其地位を去りて野に退くも主義政略は終始變せざるの覺悟あらんには之に附從和するものも必ず少なからずして茲に政黨と名つくる一政黨を現出し其機關新聞なるものが其の主義政略を代表して世に立つこととなれば自から其局に當る男子の業にして官權新聞の記者必ずしも其人なきに非ざるも今の諸臣聯合の内閣に主義政略の一致を望むは無理なる注文にして隨て完全なる政府黨の成立を見ず…一種の保護の下に成立し當局者の頤使に應じて政府の議を辯護するの外ある可らず今の政府の運命にして萬々歳なれば其保護も亦萬々歳なる可しと雖も事實に於ては其萬々歳を期す可らざるのみと勿論なれば當局者にして一朝その地位を退くときは最早や機關新聞の必要なきを以て同時に其保護をも止めざるを得ず即ち今の官權新聞の記者は一時の保護の爲めに其說を賣る者にして…人生の境遇は一樣ならず彼の賤業者… [illegible]

說も之に心を傾くるものとてあらざれば保護の爲めに說を賣る其當人の憐む可きは今更云ふまでもなけれども政府の當局者の爲めに謀るも斯る人物の辯護を頼みとするは決して得策に非ざる可し試に從來の事例に徵するに明治十四五年の頃政府の發意にて二三の新聞を保護し以て専ら民間黨の反對に當らしめたることあり即ち當時の官權新聞なるものなり然るに其成行は如何にと云ふに一般の社會は其記者輩を視ること蛇蝎も啻ならずして之と伍を爲すを屑しとせざるが故に其輩が畢生の力を盡して政府の辯護に勉めたる其盡力も更に功能なきのみならず夫れ是れする中に政府の方略次第に變じて保護の事も以前の如くならざりしにや其新聞紙中には中途にして倒れたるものもあり或は僅に命脈を維持するも其勢力甚だ微々として辛ふじて殘喘を保つに過ぎずして其記者輩の如きは權門に泣付て僅に生活するものあり或は全く社會に見棄られて零落したるものあり其末路の憐むべきは世人の現に記憶する所なり我輩は敢て其人の一身に就て云々するに非ざれども斯る人物を使用して辯護の任に當らしむるの非なるを說くものなり或は一種古流の人物中には社會の新主義新風潮の自家の所信に異なるを見て慷慨の情に堪へず只管これに反對せんとの僻見より政府の爲めに辯護の勞に任ずるものもある可し此輩は單に保護の爲めに說を賣るものに非ずと雖も其迷信頑陋の說は一方に於ては識者の一笑を買ひ而して一方に於ては社會に一種の氣風を煽動して意外の邊に不都合を見ることもある可し是れ又前年來の經驗に明なる所にして詰り政府に益する所なかる可し左れば機關新聞の企は其當を得たるものとしても今日の處にては記者に適當の人物を見出すは頗る困難にして我輩の所見を以てすれば先づ政府の主義政略を一定し所謂政府黨の組織を見るの後に非ざれば其効能も或は十分ならざるの掛念なきに非ざれども既に之を起すの必要あるものとして政府の爲めに謀れば亦自から記者其人を得るの道なきに非ず蓋し從來の官權新聞は其記者を民間に求めたるが故に適ま之に應ずるものは保護の爲めに身を賣る者か然らざれば自から爲にする者のみにして實際に效なかりしと雖も若しも之を政府中に求むるときは相當の人物を得るに難からずして又その弊を免るゝことを得べし今の政府の壯年中には文筆議論に長ずる才子も少なからず而して此種の人物は年來その先輩の身邊に隨從して推挽愛顧を辱ふしたる其恩義は子弟も啻ならざるのみならず現政府に對しては只管恩顧を守るの義務あるものなれば今其人々が當局者の爲めに辯護するは即ち恩義の爲めにして敢て一點の私情あるに非ず彼の保護の爲に說を賣り又は自から爲めにするものと同一… [illegible]

官報

…ずしも其效なきに非ず我輩は當局者が從來の弊を鑑みて其人物を撰むに注意せんことを敢て勸告する者なり

○郡部區は郡區市　一昨二十三日の本欄に掲げたる遞信省訓令第八號の項第三行郡部區とあるは郡區市の誤なりと昨日の官報に是正したり

○内務省告示第四十四號
一あはら誌　第一號
大坂市南區末吉橋通四町目八十六番屋敷
小田垣哲次郎發行
右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス
明治二十四年八月二十四日
内務大臣子爵品川彌二郎

雜報

○新舊二改革の結果に就て　第一期の帝國議會に於て六百五十一萬餘圓を政府の豫算額より削減せし爲め政府は議會閉會の後即ち去る三四月の交に於て一大改革を行ひ冗員を淘汰し本月十六日よりは新官制を實施して局課の廢合をなしたれば此の新舊二改革の爲めに官吏の俸給を節減し得たる其金額は總計百二十餘萬に及ぶといふそも本年三月一日現在(第一改革前)の勅奏判任は合計二萬四千九百餘人にして去る四月第一改革の爲めに淘汰せし人員は殆んど二千人に達し其減ずる步合は凡そ一割に當りて十二人の中より一人を減じたる譯なれども勅任官は僅に一二人、奏任官は同官總員の凡そ三分の耗なるに判任の數は中々多く殆んど十人に就き一人を減じたる割合なれども今回の改革は之に反し人數の減ずると至て少なけれども金額の耗非は官吏の俸給總額八百餘萬圓に對し大凡そ七分に當りて其金額は五十餘萬圓をあるべく此第二改革の結果に第一改革の結果たる七十餘萬圓を合すれば總計百二十餘萬圓となるべし而して第一期の衆議院に於て所謂硬派の主張せし彼の査定案中俸給諸給に就て削減を企てし金額は三百六十六萬四千餘圓にして此の中より非職給及び退官死亡の賜金等を差引きたる殘額即ち俸給に當るものゝ概算額と新舊二回改革の結果たる百二十餘萬圓とを對照すれば査定案の節減せんとせし其金額は僅に此の百二十餘萬圓より多き僅は七八十萬圓なるべし左れば第一期の折に硬派たりし代議士は之に對して果して如何なる考案を定めて第二期の議會に臨むべきや大に熟考を要する事ならんと云ふ

○寺島伯の近狀　久しく鎌倉にて自邸に保養中なる寺島伯の容體を聞くに相變らず腰部の痛は身體を動かす折に生じて爲めに起居は心の儘ならねど食事も顏容も別に變りし事なく從て病を感ぜざる時は常の如く談話し居れども聲を發すれば局部に響くより成るべく音調を低ふし居るよし

○大坂の石炭　大坂に於ける石炭の景況を聞くに去る五月以來九州よりの入荷續々絶えずこれが爲め一時非常の低價となりしを見込みて少しにても餘裕のあるものは買占めの策に出でしかば陸揚げ又は藏入せしもの無慮三千萬斤に達し一時入荷の途絶ゆるもあるも… [illegible]

[illegible]